



World Eye

Volume 257

February 2016

公益財団法人いわき市国際交流協会会報誌「ワールド・アイ」



スリランカ料理



1月20日(水) 午前10時から、スリランカ出身のアスラプリゲ麗愛さんを講師に迎え、スリランカの家料理を学ぶ講座を開催し、外国出身者2名を含む15名が参加しました。今回、チ



キンカレー、ダールカレー、コロック、サラダ、ジンジャーティを作りました。スリランカでは、チキンカレーは、鳥1羽分の様々な部位を煮込んで作ることで、手羽、レバー、砂肝などを煮込んだスパイシーなカレーでした。もう一つのカレーは、ダール豆をココナッツミルクで煮込んだカレー。スリランカ風コロックはサバ缶を入れたものでした。普段口に入っているコロックとはまた、風味が違ってとてもおいしかったです。麗愛さん、参加したみなさん、ありがとうございました。

ダール豆



最初はこんな感じ



煮込むとこんな感じ

スリランカについて (外務省のホムペーヅ Democratic Socialist Republic of Sri Lanka)

面積: 6万5,607 km² (北海道の約0.8倍)

人口: 約2,067万人 (2014年)

首都: スリ・ジャヤワルダナプラ・コッテ

民族: シンハラ人 (72.9%)、タミル人 (18%)、

スリランカ・ムーア人 (8%)

言語: 公用語-シンハラ語、タミル語



「シンハラ語」では、

こんにちは=アユボワン、ありがとうございます=ストゥティー、おいしいです=ラサイ

※シンハラ語の語順はSOV型 (主語・目的語・述語) です。日本語と共通していますね!

英会話講座



1月20日(水)から「英会話講座」が始まりました。講師はいわき市国際交流員のベンジャミン・マクマレン氏が務めています。

参加者全員が自己紹介と他己紹介をした後、「アイ・スパイ」というアイスブレイキングのゲームをしました。それから、それぞれのペアでいくつかのシチュエーションに基づいたロールプレイをして発表してもらいました。最後に「爆買い」や「成人式」などのトピックを取り上げて、グループごとにトピックの説明と自分の意見を英語で発表してもらいました。

この講座は全部で3回です。参加者の皆さん、最後まで頑張ってください。



1月28日(木)開催の「法律講座」、1月31日(日)開催の「日本文化体験講座&ホームビジット」、2月4日(木)に開催する「生活情報セミナー~介護について学ぼう」に参加を申し込んだ方はお忘れなく。次号で事業開催の模様を紹介いたします。

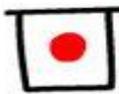
第2回中国出身者との 意見交換会

1月24日(日) 13:30~15:30、内郷公民館にて中国出身者の皆さんとの意見交換会を行い、14名が参加しました。最初に、「つばさ~日中ハーフ支援会」会員の皆さん(写真右下)がグループ作りのきっかけとなった中国舞踊と日本舞踊を披露しました。“つばさ”の小島梓会長へ信頼と中国語や中国文化の継承をグループの主な目的として集まった皆さんの絆は強く、会員同士とても楽しそうに活動しているのがわかりました。いわき市においても中国出身または、中国にルーツを持つ方々のネットワークが広がり、いわきで楽しく、安心して暮らせるように、これからもこのような交流の機会を作っていきたいと思っております。多くの方の参加をお待ちしています。



ワールド・ビジョン

本協会の翻訳員二人に各国の文化や歴史等の話題を提供してもらうコーナー。これまで韓国文化紹介コーナーを担当してくれた韓さんが帰国することになったため今回が最後のコラムとなります。韓さんからのメッセージと併せてお読みください。



ニハオ
你好



中国の大人気SNS—微信(ウェイシン)



戴慧娟

現在、中国で一番人気のソーシャルネットワークサービス(SNS)はWechat(ウィーチャット)という無料のメッセージと通話のアプリです。中国では微信(ウェイシン)と言います。調査によると利用者は5億人以上とされています。私もその中の一人です。

私が微信を使う理由としては、スマートフォンさえあれば、中国にいる家族と無料で通話もチャットもできるからです。その上、フェイスブックのように写真を載せ、自由にコメントを書き、他人のメッセージを評価することもできます。LINE(ライン)にも同じ機能がありますが、中国では使えません。実は、微信を使ったマイクロビジネス(中国語で微商といい、個人でもできる小さいビジネスのこと)が今、中国で大ブームです。

中国では現在、約1000万人がマイクロビジネスを手がけ、1年の取引額は650億元(日本円で約11兆億円)という統計もあります。私の友達のお母さんは料理上手なので、写真を綺麗に撮って微信にアップし、微信の友人ネットワークを通じて販売しています。同じ都市からの注文は無料配達です。支払いは微信で送金できます。食べた人はその感想を微信ネットワークに投稿します。評判がどんどん広がり、友達のお母さんは今、大忙しです。そのほかに、お菓子、洋服、化粧品、不動産、車等、思い付くものはほとんど微信を通じて売ることが出来ます。また、会社の法人番号を登録することによって、会社の情報を微信のホームページ上で掲載し、宣伝することができます。地方政府やメディアも微信上の公式アカウントで広告を出しています。このような特徴で微信は中国のベストマーケティングアプリと言われています。

微信のようなソーシャルネットワークサービスを利用することで生活が便利になったり、興味やチャンスも広がっていきます。皆さんも活用してみたいはいかがですか。

現在、中国最有人気の社交軟件は微信、是一个可以发免费信息和打电话的軟件。根据调查显示，在中国约有5亿以上的用户使用。我也是其中之一。

我使用微信是因为只要有智能手机就可以和在国内的亲朋好友聊天、打免费电话。另外，可以和脸书一样上传照片、评论，也可以评论别人的留言。虽然LINE也有同样的功能，但是在中国不能使用。实际上，用微信做微商是现在的大热门。

在中国，据统计约有1000万人做微商，一年的成交额约650亿人民币(约11兆亿日元)。我朋友的母亲，因为很擅长料理，所以把做好的料理拍漂亮的照片，上传到微信，在朋友圈宣传。同城免费宅配，用微信付款。吃过的人把感想写在朋友圈，获得越来越多的好评，朋友的母亲现在是大忙人。另外，糕点、衣服、化妆品、房地产、汽车等等只要你能想到的都可以在微信上卖。还有，登录公司的工商注册号，可以在微信上发布公司信息用来宣传。地方政府、媒体也在微信上用公众帐号发布告。因为有类似这样的特征，所以微信在中国被称为最佳市场。

使用像微信一样的社交軟件让我们的生活越来越方便、兴趣变广、机会大增。大家也有效地使用看看吧!





シルトック

함께 나눠 먹는 한국의 떡 시루떡

시루떡의 시루는 무시기를, 떡은 오모치를 말합니다. 이것은 떡가루에 콩이나 팥 등을 섞어 찐 떡으로, 한국의 각종 행사에 빼놓을 수 없는 한국의 전통적인 음식입니다. 이 떡가루에 섞는 재료와 만드는 방법에 따라 백설기(아무것도 안 넣은 하얀 떡), 콩 시루떡, 대추 시루떡 등 여러 종류가 있습니다. 한국에서는 각종 경조사에 떡을 해서 이웃과 나눠 먹었습니다. 그중에서도 시루떡은 가장 많이 먹는 친근한 떡입니다. 한국 드라마에서 자주 봅니다만, 지금도 이사를 하면 이웃에게 붉은팥 시루떡을 돌리는 풍습이 남아 있습니다. 이사를 할 때 등 액막이를 할 때는 반드시 붉은팥 고물을 써서 시루떡을 만드는데 그 이유는 잡귀가 붉은색을 무서워하여 액을 피할 수 있다는 주술적인 뜻이 담겨 있기 때문이라고 합니다. 잔치나 축제 때는 붉은팥 고물 대신 흰 팥이나 녹두, 깨 등으로 만듭니다. 시루떡은 여느 음식에 비해 시간과 정성이 많이 소요되는 떡입니다. 옛날에는 큰 행사를 앞두고 떡이 잘 익지 않으면 정성이 부족하다고 생각했다고 합니다. 또한, 제물로 올린 시루떡이 잘 만들어지지 않으면 부정을 탔다고 믿고 경계했다고 합니다. 저는 어렸을 때부터 떡은 좋아했지만, 팥을 싫어해서 시루떡은 못 먹었습니다만 최근에는 여러 가지 재료를 넣어 맛과 모양이 다양한 시루떡이 많아져서 좋아하게 되었습니다. 지금 한국에서는 생일에 보통 케이크가 아니라 떡 케이크를 먹는 것이 유행하고 있습니다. 떡도 현대 감각에 맞춰 발전하는 것 같습니다.

みんなで分けて食べる韓国の餅「シルトック」

シルトックのシルは蒸し器のこと、トックはお餅のことをいいます。これはもち米粉に大豆や小豆などを混ぜて蒸し器で蒸した餅で、韓国の様々な行事に欠かせない伝統的な食べ物です。このもち米粉に混ぜる材料や作り方によってベックソルキ(何も入れてない白い餅)、豆シルトック、なつめシルトックなど色々な種類があります。

韓国では慶弔事に餅を作って身近な人と分けて食べます。中でもシルトックは最も多く食べる身近な餅です。よく韓国のドラマで見かけますが、今でも引越したら隣の赤い小豆シルトックを持っていく風習が残っています。引越しの時や厄払いをする時は必ず赤い小豆を使ってシルトックを作りますが、その理由は邪気が赤色を恐れ、厄を避けることができるという呪術的な意味が盛り込まれているためだそうです。宴会や祭りの時には赤い小豆の代わりに白い小豆や緑豆、ゴマなどを使って作ります。

シルトックは時間と手間がかかる餅です。昔は大事な行事の前に餅がうまく蒸せてない時は、真心が足りないと考えたそうです。またシルトックがうまく出来ない時は不吉だと思われて気をつけたようです。

私は子どもの頃から餅は好きでしたが、小豆が嫌いだったので、シルトックは好きではありませんでした。しかし最近色々な材料を入れて、味も形も様々なシルトックが多くなってきたので好きになりました。今、韓国では誕生日に普通のケーキではなくお餅ケーキを食べることが流行しています。餅も時代に合わせて発展しているようです。

退職のご挨拶

국제 교류 협회 회원 여러분 안녕하세요. 국제 교류 협회에서 한국어 번역을 맡고 있던 한다운입니다. 제가 1 월 말일을 끝으로 국제 교류 협회를 퇴직하고 한국으로 귀국하게 되었습니다. 협회에서 3 년간은 여러 나라의 분들과 만나 이야기도 나누고 다양한 체험도 할 수 있어 매우 즐거운 시간이었습니다. 일본 생활은 대학 생활까지 합쳐 7 년이나 되었으므로 한국으로 돌아가고 나서의 생활이 매우 걱정되지만, 협회에서의 경험들을 살려 열심히 하겠습니다. 여러분 정말 감사했습니다!

국제 교류 협회의皆様、こんにちは。国際交流協会で韓国語の翻訳を担当していました韓ダウンです。私は、1月末日を持ちまして国際交流協会を退職し、韓国に帰国することになりました。協会での3年間は色々な国の方と出会い、様々な体験もできてとても楽しい時間でした。日本の生活は大学生活を含め7年間でしたので、韓国に戻ってからの生活がとても心配になりますが、協会での経験を生かして頑張っていきたいと思っております。皆様どうもありがとうございました!



いわき市からのお知らせ

がいこくじん みな し
外国人の皆さんにも知っていただき
たい情報 を掲載しています。

こんげつ ほんかくてき うんよう かいし
今月から本格的な運用を開始

マイナンバーは、住民票を有する全ての方に、一人一つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が、同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。

今月から、本格的な運用が開始され、社会保障、税、災害対策の行政手続きにマイナンバーが必要になります。マイナンバーが記載された「通知カード」は、簡易書留で世帯ごとに郵送していますが、本市に住民票を有する方で、通知カードが届いていない方は、市民課住民台帳グループ(22-7026)

へお問い合わせ下さい。



しょうがいしように たいせつ ばんごう
生涯使用する大切な番号です

マイナンバーは、生涯にわたって使用する大切な番号です。本人の同意があっても、正当な目的以外で使用することや、他人の番号を必要もなく聞き出すことは法律で禁止されており、不正使用に対しては、重い罰則が課されます。番号が記載された通知カードなどの書類は、紛失や盗難に注意し、大切に保管してください。

せいど びんじょう かんゆう ちゅうい
制度に便乗した勧誘などに注意

マイナンバー制度に便乗した勧誘や、個人情報聞き出す電話、メール、手紙、訪問などに関する情報が寄せられています。マイナンバーの手続きは、口座番号や所得、資産、家族構成などを聞いたり、お金の要求をしたり、商品販売や勧誘をすることは、一切ありませんので、ご注意ください。

ばめん ひつよう
こんな場面でマイナンバーが必要です

- 使用例
 - 従業員 ⇒ 勤務先：源泉徴収票の作成や、健康保険・雇用保険・年金などの手続き
 - 学生 ⇒ 学校など：奨学金の申請など
 - 保護者 ⇒ 市役所など：児童手当の給付や、子どもの予防接種などの手続き
 - 高齢者 ⇒ 年金事務所など：年金給付や福祉・介護制度利用などの手続き



もち てつづ みもとかくにん ひつよう
マイナンバーを用いる手続きでは、身元確認が必要です

他人のマイナンバーを使用した「なりすまし」を防ぐため、マイナンバーを用いる手続きでは、正しい番号であることの確認(番号確認)と、手続きを行っている方が、番号の正しい持ち主であることの確認(身元確認)が必要です。

○確認に必要な書類など

ばんごうかくにんしるい 番号確認書類	みもとかくにんしるい 身元確認書類
つうち 通知カード	うんでんめんきょしょう 運転免許証、パスポートなど
じゅうみんひょう 住民票(マイナンバー入り)	じょうき こんなん ばあい けんこうほけんしょう ※上記が困難な場合は、健康保険証と ねんきんでちょう いじょう しるい ていじ 年金手帳など、2つ以上の書類の提示。
こじんばんごう まい りょうほう かくにん かのう 個人番号カード【1枚で両方の確認が可能】	

こじんばんごう
個人番号カードは、1枚で番号
かくにん みもとかくにん かのう つうち
確認と身元確認が可能です。通知カ
ード送付時に同封した「個人番号カ
ード交付申請書」により申請し、
こうふしんせいしよ しんせい
カード交付申請書により申請し、
こうふ う
交付を受けることができます。
くわ つうち どうふうしるい
詳しくは、通知カードの同封書類
らん
をご覧ください。

1月から、市の手続きにマイナンバーが必要です。マイナンバーの記入や提示が必要となる主な市の手続きは、次のとおりです。

	てつづ ないよう 手続き内容	と あ お問い合わせ
とどけで 届出	てんにゆう てんきょ てんしゆつ とど で 転入・転居・転出などの届出	しみんかじゅうみんだいちよう 市民課住民台帳グループ 22-7444
ふくし 福祉	しんだいしやうがいしやてちよう こうふ かん てつづ 身体障害者手帳の交付に関する手続き	しょう ふくしかじきやうがかり 障がい福祉課事業係 22-7468・7485
	しょうがいしやじりつしえんきゆうふん しきゆう かん てつづ 障害者自立支援給付の支給に関する手続き	
	しょうがいしやらくし かん てつづ 障害者福祉サービスに関する手続き	
ほけん 保険	せいかつほ こ しんせい 生活保護の申請	ほけんふくしかちいきふくしすいしんがかり 保健福祉課地域福祉推進係 22-7450
	こくめんけんこうほけん かん てつづ 国民健康保険に関する手続き	こくほねんきんかちようさきゆうふんがかり 国保年金課調査給付係 22-7456
こそだ 子育て	こうきこうれいしやいりようほけん かん てつづ 後期高齢者医療保険に関する手続き	こくほねんきんかこうれいしやいりようがかり 国保年金課高齢者医療係 22-7466
	ほいくしやなどにゆうしよ かか しきゆうにんていしんせい 保育所等入所に係る支給認定申請	こどもしえんかほいく きやういくがかり こども支援課保育・教育係 22-7458
	じどうてあて にんていせいきゆう 児童手当の認定請求	かていかかていしえんがかり こども家庭課家庭支援係 27-8563
	じどうふやうてあて にんていせいきゆう 児童扶養手当の認定請求など	
	にんしん とど で 妊娠の届出	かていかほしほけんがかり こども家庭課母子保健係 27-8597
	よういくいりよう いくせいりりよう しんせい 養育医療・育成医療の申請	
しやうにまんせいとくていしつべいびよういんりようひ しきゆうにんていしんせい 小児慢性特定疾病病院医療費支給認定申請		
とくていふにんちりようひじよせいしんせい 特定不妊治療費助成申請		
す 住まい	しえいしゆうたく にゆうきまう こ 市営住宅の入居申し込み	じゅうたくかぬにゆうたいきまがかり 住宅課入退居係 22-7497

※上記の手続き以外にも、マイナンバーが必要となる場合があります。

〇お問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178 平日：9時30分～22時 土・日曜日、祝日：9時30分～17時

しけんみんぜい しんこくそうだんう つ かいし し 市県民税の申告相談受け付け開始のお知らせ



しんこくきかん ▼申告期間

がつ たち げつ がつ にち か と にち しゅくじつ のぞ
2月1日（月）～3月15日（火）（土・日、祝日を除く）

たいしやう ▼対象

- ① 給与支払報告書が勤務先から市に提出されていない方
- ② 給与以外に所得があった方
- ③ ニカ所以上から給与の支払いを受けた方
- ④ 営業・農業・不動産などの所得がある方
- ⑤ 雑損・医療費・生命保険料・地震保険料などの控除を受ける方
- ⑥ 平成二十七年中に所得がなかった方
- ⑦ 非課税所得（障害・遺族年金、雇用保険、児童扶養手当など）があった方

※公的年金等の収入金額が四百万円以下であり、かつ公的年金等以外の所得が二十万円以下の方で、所得税の確定申告をする必要がない方でも、控除を受けたい場合には、市県民税の申告が必要となります。

※確定申告をする方は、市県民税の申告は不要です。

※申告の内容によって、税務署が開設する確定申告書作成会場に案内する場合があります。

じさん ▼持参するもの

けんこうほけん ねんきん いりようひなど りやうしゆうしよ かくしゅこうじしやうめいしよ いんかん
健康保険・年金・医療費等の領収書や、各種控除証明書、印鑑など

- ① 給与所得者や年金受給者＝源泉徴収票など
- ② 自営業や農家の記入した帳簿など

※事業所に係る収支、年間医療費などは、あらかじめ整理・計算してお持ちください。

しんこくほうほう ▼申告方法

しけんみんぜいしんこくしよ ひつやうじこう きにゆう いちがつやうかづけ し かいらんふんしよ してい にちじ かいじやう しんこく
市県民税申告書に必要な事項を記入し、1月8日付のお知らせ回覧文書で指定する日時・会場で申告

※申告期間中、市民税課では郵送の申告書のみ受け付けています。

〇お問い合わせ（市県民税の申告） 市民税課 TEL:22-7426 22-7427

いわき税務署からのお知らせ

かていしんこく かた
○確定申告をする方へ

かていしんこくしょ ひつようじこう きにゅう はや ていしゅつ かくぜいちょう かていしんこくしょとうさくせい
確定申告書に必要事項を記入し、早めに提出してください。なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」
で、申告書を作成すると、申告する方の負担が軽減できますので、ぜひご利用ください。

しんこく きかん
▼申告期間

しよとくぜい がつ にち げつ がつ にち か しよひぜい がつ にち げつ がつ にち もく
所得税 2月15日(月)～3月15日(火)、消費税 2月15日(月)～3月31日(木)

しんこくしょさくせいかいじょう かいせつ しんこくしょ うけつけ きさいほうほう おこな
○申告書作成会場を開設：申告書の受け付けや記載方法などのアドバイスを行います。

かいせつきかん がつ にち げつ がつ にち か じ じ
▼開設期間 2月15日(月)～3月15日(火)9時～16時

▼ところ イオンいわき店

かいせつきかんちゆう かいせつ せいむしよない しんこくしょさくせいかいじょう もち ちゆうい
※開設期間中は、いわき税務署内には申告書作成会場を設けていませんので、ご注意ください。

と あ かていしんこく せいむしよ
○お問い合わせ(確定申告) いわき税務署 TEL:23-2141



请各位中国朋友仔细阅读!

新潟総領事館からのお知らせ

ねんだいいつかいせんたいりんじょうけつひ ばしよへんこう あんない
2016年第一回仙台臨時受付日と場所変更のご案内

にいがたそりょうじかんかつかつ すす みなさま りべんせいこうじょう とりょうじかん ひ つつ らいねん せんたいし りよけん さしやうかくしやうめいしよ
新潟総領事館管轄区にお住まいの皆様のご利便性向上のため、当領事館では引き続き来年も仙台市にて旅券、査証各証明書
しんせい うけつけ おこな うけつけばしよ みやぎけんせいねんかいかん いてん ねんだいいつかい うけつけひ あ あんない
申請の受付を行います。受付場所は宮城県青年会館に移転しましたので、2016年第一回の受付日と合わせてご案内します。

うけつけひ ねん がつ か すい うけつけじかん
受付日：2016年2月24日(水) 受付時間：9:00～12:00、13:30～15:00

うけつけばしよ みやぎけんせいねんかいかん みやぎけんせんたいしみやぎのくさいわいちやう だいにかいぎしつ がい
受付場所：宮城県青年会館(宮城県仙台市宮城野区 幸町4-5-1) 第四会議室(3階)

こうつう
交通アクセス

じやうやうしや せんたいえきびがしぐち やく ぶん ちゆうしやじやうむりやう
【乗用車】：仙台駅東口より約15分 駐車場無料

せんたいえきにしくち まえ ばん つるがや ちやうめゆき やく ぶん ほけんかんきやう せいねんかいかんまえ げしや とほ ぶん
【バス】：仙台駅西口「Loft」前[18番]『鶴ヶ谷7丁目行』約25分、『保健環境センター青年会館前』下車 徒歩1分

せんせきせん りくぜんはら まちえき げしよとほやく ぶん とうほくほんせん ひがしせんたいえき げしよとほやく ぶん
【JR仙石線】『陸前原ノ町駅』下車徒歩約25分、【JR東北本線】『東仙台駅』下車徒歩約20分

といあわ さき
問合せ先：025-228-8899 FAX：025-228-8818

- ちゆういじこう
注意事項：
1. ご来館前には当館ホームページにて必要書類をご確認頂き、お持ちください。
 2. 申請の際は公衆衛生にご留意頂き、大声での会話など周囲へ迷惑となる行為はお控えください。



ちゆうこくちゆうにいがたそりょうじかん
中国駐新潟総領事館
ねん がついつち
2015年12月1日

关于2016年第一次仙台现场办公时间及办公地点变更通知

为方便我馆领区中国公民及外国人办理领事证件，明年我馆将继续在仙台进行现场办公，同时将办公地点迁至宫城县青年会馆。现将2016年度第一次现场办公时间及变更后的地点等相关事宜通知如下：

办公时间：2月24日(星期三) 9:00～12:00、13:30～15:00

办公地址：宫城县青年会馆(仙台市宫城野区幸町4-5-1) 第四会议室(三层)

交通：[自驾车]：从仙台站东口开车约15分钟(免费停车)

[公交车]：仙台站西口“LOFT”前乘坐开往“鹤谷七丁目”方向的“18号”车，
在“保健环境中心青年会馆前”下车，徒歩1分钟

[JR仙石线]：“陆前原町”站下车徒歩约25分钟、[JR东北本线]：“东仙台”站下车徒歩约20分钟

咨询电话：025-228-8899 FAX：025-228-8818

- 提醒事项：
- 1、请提前查看我馆网站有关办证须知，预先准备好申请材料；
 - 2、办证时，请注意维护环境卫生，不要大声喧哗，以免影响他人。



中国驻新潟总领事馆
2015年12月1日

详情请咨询中国驻新潟总领事馆 电话：025-228-8888
或浏览中国驻新潟总领事馆官网通知
<http://niigata.china-consulate.org/chn/lqdt/t1320198.htm>



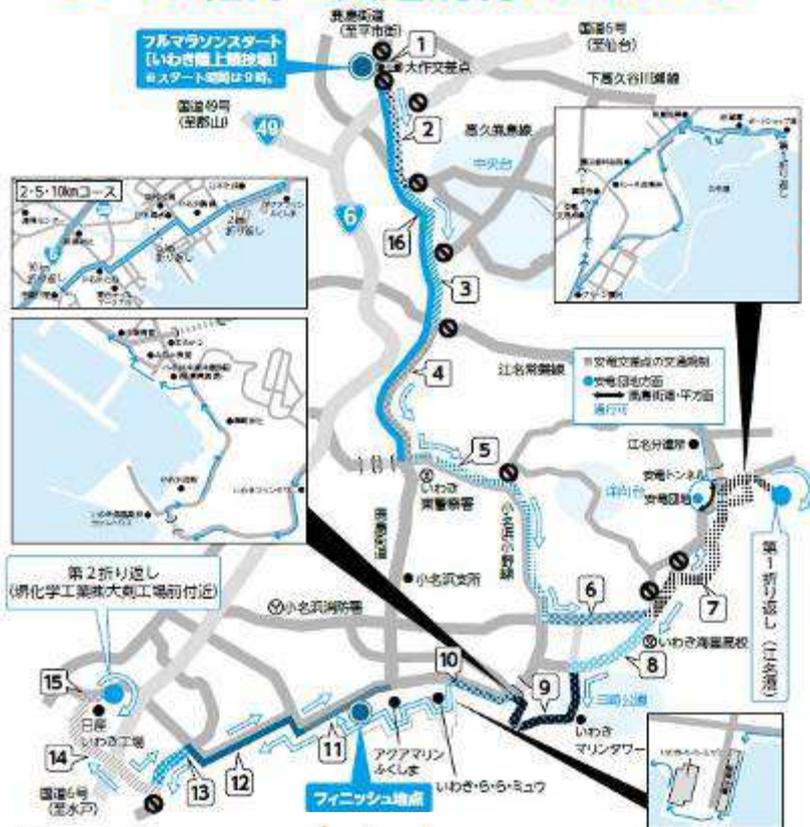
第7回いわきサンシャインマラソン

2月14日(日)、「走るたびに新しい」をキャッチフレーズに「第7回いわきサンシャインマラソン」が開催されます。参加する方は頑張ってください。応援する方は、寒さ対策を十分に熱い応援をお願いします。

大会当日は、パソコンやスマートフォンで、応援したいランナーの位置を確認できる「応援navi」や、事前登録したランナーのフェイスブックに、写真を自動投稿する「ランフォト2.0」など、各種ウェブサービスも行われます。詳しくは公式ホームページをご覧ください。

公式ホームページ : <http://www.iwaki-marathon.jp/>

コース紹介&交通規制のお知らせ



おっかおさまでいた!

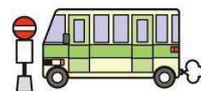
広報いわき1月号より



※応援者駐車場：

- 陸上競技場周辺
 - 平工業高校 (100台)
 - 福島高専 (70台)
- アクアマリンパーク周辺
 - 小名浜第二小学校 (200台)
 - 日本化成(宮下) 駐車場 (200台)

※シャトルバスの運行



【いわき陸上競技場 行き】

いわき駅 (ミスタードーナツ前) 発
6時~8時30分、約10分間隔で運行

※フルマラソンスタート後、陸上競技場(総合体育館正面玄関前)から9:40発のアクアマリンパーク行きやいわき駅までのシャトルバスが運行されます。

【アクアマリンパーク 行き】

小名浜第二小学校、日本化成(宮下) 駐車場 発
7時~9時(約15分間隔)
9時~16時(約30分間隔)
泉駅(南口) 発、6時~9時(約15分間隔)

【アクアマリンパーク発】

- いわき駅 行き：11時~16時(約30分間隔)
- 平工業高校(福島高専経由)：12時30分~16時(約30分間隔)
- 小名浜二小、日本化成駐車場、泉駅：10時30分~16時(約30分間隔)

賛助会員

賛助会員のご登録、ご継続ありがとうございました。(順不同、敬称略)

新規会員
更新会員

井上由紀菜、菊地禮子、伊藤仁平
佐藤美智子、鈴木美奈子、小沼寿江、井手勝人、小山いずみ、小井戸文彦、柳内貴広、伊藤優子、松崎伸一
遠藤真一、東日本国際大学、株式会社夕月



イベントカレンダー

しめん かんけい ふ
誌面の関係でルビは振りませんでした。

日	曜日	事業名	場所
1	月		
2	火		
3	水	英会話講座③ 社会福祉協議会の無料法律相談	プラザ (大会議室 2) 社協
4	木	生活情報セミナー「介護について学ぼう」 &生活相談会 湯の華会 合気道 1 日体験	プラザ (大会議室 2/小会議室) 岩惣 南部アリーナ
5	金		
6	土	合気道 1 日体験/ つるし雛飾りまつり	南部アリーナ/清航館
7	日	合気道 1 日体験/ つるし雛飾りまつり	合気道東湖塾/清航館
8	月	春節 / つるし雛飾りまつり	清航館
9	火		
10	水	市の無料法律相談	市役所
11	木	建国記念の日	
12	金		
13	土		
14	日	第 7 回いわきサンシャインマラソン	アクアマリンパーク他
15	月		
16	火		
17	水	市の無料法律相談/ にほんごの会	市役所/中会議室 1・2
18	木	湯の華会	岩惣
19	金		
20	土		
21	日		
22	月		
23	火		
24	水	市の無料法律相談/ とれびあん	市役所/プラザ (小会議室)
25	木	湯の華会	岩惣
26	金		
27	土	合気道 1 日体験	草野公民館
28	日		
29	月		

ほんきょうかい
☆: 本協会のオーダーメイドプラン

「とれびあん」 問-山崎 090-1934-0506
「湯の華会」 問-大場 0246-42-2135
「Potluck Party」 問-高橋 080-5576-1024
「和」 問-張 晶 070-6493-2859
「にほんごの会」 問-鈴木 0246-62-3218

※初めて参加する方は開催日を各グループの代表者に確認してください

※プラザ: いわき市生涯学習プラザ(いわきワシントンホテル内)
社協: いわき市社会福祉協議会

ほうりつそうだん
法律相談:
※いわき市役所で法律相談を受け付けています。
開催予定は記載の通りですが、変更になる場合があるので、必ず市役所(ふるさと再生課 ☎22-7438)に電話して日時及び場所を確かめてください。相談するには予約が必要です。
※社会福祉協議会の相談会については 23-3320へ

はっこうもと こうざい しこくさいこうりゅうきょうかい ふくしまけん しだいらあざうめもと ししみんきょうどうぶししみんきょうどうかない
発行元: (公財)いわき市国際交流協会 〒970-8686 福島県いわき市平字梅本21 いわき市市民協働部市民協働課内

Iwaki International Association (IIA)

Division of Coordination and Citizenry Affairs 21 Umemoto, Taira, Iwaki City, Fukushima 970-8686
TEL: 0246-22-7409 FAX: 0246-22-7609 Email: info@iia-fukushima.or.jp HP: http://www.iia-fukushima.or.jp

こうえきざいだんほうしん しこくさいこうりゅうきょうかい みな かんげい きがる たよくだ でんわ ま
公益財団法人いわき市国際交流協会は皆さんを歓迎します。お気軽にお立ち寄り下さい。お電話、e-mail をお待ちしております。
The IIA is open to the public. Please feel free to drop by, call, or e-mail us anytime.